

令和5年度高齢者タクシー・バス利用券について

問合せ いきいき福祉課 地域支援担当 ☎991-1882

高齢者の生活支援と社会参加の促進を図るため、タクシー利用券又はバス利用券のいずれかを交付します。

【対象者】町内に住民登録があり、在宅で生活する①又は②の75歳以上の方

①世帯全員が75歳以上の方 ②74歳以下の方が同じ世帯にいる75歳以上の方(①以外の75歳以上の方)

※いずれも心身障害者福祉タクシー券の交付を受けた方は除きます。※年齢は令和5年度末時点のもの。

【交付内容】 タクシー利用券又はバス利用券

	タクシー利用券	バス利用券
①の方	1,000円券×10枚	200円券×32枚
②の方	1,000円券×5枚	200円券×10枚

【申請受付期間】

4月3日(月)～令和6年3月29日(金)

【申請場所】

期間	場所
4月3日(月)～7日(金)	役場第二庁舎 302会議室(3階)
4月10日(月)～14日(金)	役場第二庁舎 301会議室(3階)
4月17日(月)以降	役場本庁舎 いきいき福祉課窓口
通年	北部サービスセンター

※有効期限は、令和6年3月31日(日)まで。

※交付は一年度に一度のみです。再交付はしません。

【申請方法】本人又は代理の方からの申請後、要件を確認し、その場で即日交付します。

※代理として認めている方:ご家族、民生委員、介護支援専門員(ケアマネジャー)

※令和5年度中に75歳になる方は、誕生日を迎える前でも申請できます。

【使用できる事業者】

- ▶タクシー:松伏交通(有)、飛鳥交通(株)、ユタカ介護サービス、民間救急・介護タクシーすまいる、ケアタクシーこあら
- ▶バス:茨急バス、タローズバス

※役場会場は例年4月中旬まで大変混雑し、長時間お待たせしてしまいます。使用をお急ぎの方は北部サービスセンター会場へ。使用をお急ぎではない方は、4月下旬以降の申請にご協力をお願いします。

令和5年度福祉タクシー利用券を交付します

問合せ いきいき福祉課 障がい福祉担当 ☎991-1877

▶対象者 身体障害者手帳1～3級、4級(下肢のみ)の方、療育手帳A、A、Bの方

▶助成内容 福祉タクシー利用券(最大18枚) ▶持ち物 身体障害者手帳又は療育手帳、印かん

▶申込み 4月3日(月)からいきいき福祉課へ。

▶その他 令和5年度より、1回の乗車につき2枚まで(初乗り運賃相当額の2倍の金額まで)の利用が認められるようになります。また、75歳以上の方で障害者手帳をお持ちの方は、高齢者タクシー・バス利用券又は福祉タクシー券どちらか一方を選択できるようになります。

高齢者向けに特殊詐欺対策電話機等の購入を補助します

問合せ 環境経済課 商工担当 ☎991-1854

町内の高齢者に対する特殊詐欺による消費生活の被害を未然に防ぐため、特殊詐欺対策電話機等を購入及び設置した者に対して補助金を予算の範囲内で交付します。

▶対象者 町内に住所を有する65歳以上の町民が属する世帯員

▶補助対象機器 呼出前に相手に対し通話を録音する等の警告をし、通話を自動で録音する機能等を備えた特殊詐欺等の対策のために開発された電話機及び機器。ただし、令和5年4月1日以降に購入したものに限り。

▶補助金額 補助対象機器購入費用に対して、上限1万円。1世帯あたり1台限り交付。

▶申請期間 令和6年2月末日まで(申請は購入から90日以内にする必要があります)。

▶申請書類 補助対象機器購入後、申請書兼請求書に次の書類を添付し提出。

①購入した補助対象機器の領収書の写し ②購入した補助対象機器の型番が分かるものの写し

③振込先金融機関の通帳の写し(口座番号及びカナが分かるもの) ④その他町長が必要と認める書類

▶申請方法 窓口又は郵送